

## 二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の認定に係る添付書類

○ 申請の際には、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る申請書のほかに次の書類を下記番号の順番通りに添付し、紙製のフラットファイルに綴じて用意してください。

○正本1部、副本1部（副本は鑑文のみでも結構です。）を用意してください。

### 【留意事項】

変更認定を伴わない軽微な変更の届出は、変更の事実があった日から10日以内（ただし、法人で、履歴事項全部証明書の添付をする場合については30日以内）に提出していただく必要があります。また、変更届は認定内容の変更がある時に同時に提出すればよいものではありませんので、変更があった場合にはその都度、変更届を廃棄物規制課宛（〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6）に郵送あるいは持参願います。

○認定制度の概要や、申請までの流れについては、「二以上の事業者による産業廃棄物の一体的処理の特例について」を併せてご覧ください。

### 1 申請書類（様式）及び添付書類について

No.	申請書類及び添付書類	留 意 事 項
1	二以上の事業者による 産業廃棄物処理の特例 認定申請書 (第1面～第3面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左上に様式第五号の二と記載があるものです。 (第1面)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受ける全ての申請者の名称、住所及び代表者氏名を記入してください。</li> <li>・申請者の住所及び氏名（名称及び代表者の氏名）履歴事項全部証明書の記載のとおり記入してください。</li> <li>・申請に係る収集運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類を記入してください。            ※1 積替え保管を除く又は含むのどちらかを記載してください。            ※2 産業廃棄物の種類は別表1に記載してください。            ※3 特別産業廃棄物の種類は別表2に記載してください。また、特定有害物質を含む産業廃棄物である廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんを取り扱う場合には、別表3を添付してください。</li> <li>・認定に係る一体的処理を行う区域を記入してください。</li> <li>・また、他の都道府県にて認定を受ける場合はその申請状況等についても併せて記入してください。</li> </ul> </li> <li>(第2面)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受ける者のうち、統括管理を行う立場にある事業者、及び収集運搬又は処分を行う事業者の名称及び住所、地番をそれぞれ記入してください。</li> <li>・法人の名称及び住所、地番については、履歴事項全部証明書のとおり記入してください。また、申請者の名称にはふりがなを振ってください。            例) 「〇〇市△△町一丁目2番3号」を「〇〇市△△町1-2-3」と記載しないこと。            該当するフォントがない場合は、手書きしてください。</li> <li>・収集運搬又は処分を行う事業者については、当該事業を行うために用いる全ての施設情報を記入してください。</li> <li>・統括管理を行う立場にある事業者が保有する議決権保有割合のほか、役員の派遣情報等各事項について記入してください。</li> <li>・外国人の方で通称名がある場合は、本名と通称名を併記してください。</li> <li>・統括管理を行う立場にある事業者の議決権割合が100%でない場合、申請者の一体的経営の基準を証明する書類(18番)が必要となります。</li> </ul> </li> <li>(第3面)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（統括して管理する事業者について、当該株</li> </ul> </li> </ul>

		<p>主又は出資をしている者があるとき)については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書のとおり記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割合については、保有する株式の数又は出資の額を発行済株式の総数又は出資の額で割った値を百分率(例:30%)で記入してください。</li> <li>100分の5未満の株主がいる場合には「残り○株は5%未満の株主が保有している。」旨を記入してください(5%未満の株主は氏名・住所等の記入や住民票等は不要)。</li> </ul>
	事業計画の概要	
2	1. 事業の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請する理由、事業の概要等を記入してください。</li> <li>処理業の許可の取得状況や登記事項証明書の事業目的と整合性が取れるように記入してください。</li> </ul>
3	2. 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請する全ての産業廃棄物について、種類ごとに記入してください。</li> <li>記載する申請品目の内容については申請書(第1面)の事業の範囲と、運搬量については、運搬施設の能力とそれぞれ整合性を取ってください。</li> <li>排出事業場及び運搬先処分場の所在地のどちらかが茨城県外の場合、申請書第1面に当該自治体の申請の取得状況(あるいは認定申請予定)を記入してください。</li> <li>収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「石綿含有産業廃棄物を含む」産業廃棄物については、予定運搬先の名称の項目に当該産業廃棄物が処分できる中間処理施設又は処分場等を記入してください。廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)のように二行に分けて処分先を記入していただいても構いません。</li> <li>②「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」産業廃棄物については、当該産業廃棄物が処分できる中間処理施設又は処分場等を記入してください(処分場をご記入する場合には、必ず当該事業者に水銀関係の扱いの有無をご確認願います)。廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)のように二行に分けて処分先を記入していただいても構いません。</li> </ul> </li> <li>取り扱う産業廃棄物に「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」がある場合には、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物となりますので、排出事業者の名称及び所在地は当該業種に該当する事業者を記入してください。</li> </ul>
4	3. 運搬施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬車両の一覧は、自動車検査証記録事項に記載された内容を記入してください。</li> <li>運搬船舶については、運搬車両の一覧に、船舶国籍証書及び船舶検査証明書に記載された内容を記入してください。</li> <li>水密仕様ダンプ車や荷台の開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えた車両の場合には、車体の形状の部分に( )書きでその旨記入してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>例) ダンプ(水密仕様)、脱着装置付コンテナ専用車(パッキン付き)</li> </ul> </li> <li>既に他の収集運搬業者が登録している車両・船舶を重複して登録することはできません。</li> <li>事務所の所在地、駐車場の所在地の欄には、所在地の住所をそれぞれご記入ください。(新規申請の場合は、31番、32番により各見取図を添付してください。)</li> <li>運搬容器の用途の欄には、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。</li> <li>泥状、液状の廃棄物(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等)に関しては、収集運搬に適した車両(タンク車等の特殊車両)又は容器(蓋付きのドラム缶等)を用意してください。</li> <li>運搬容器として開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えたコンテナを用いる場合、備考欄にその旨記入してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>例) コンテナ パッキン付き</li> </ul> </li> <li>悪臭の恐れがある廃棄物(汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等)に関しては、収集運搬に適した車両(清掃車等の特殊車両)又は容器等(蓋付きのドラム缶等)を用意してください。</li> <li>汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)については、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重梱包の状態のまま運搬する</li> </ul>

		<p>必要があります。そのため、収集運搬過程において、プラスチック袋等が破損した場合に備えるため、申請者においてもプラスチック袋等を用意し、備考欄に二重梱包する旨を記載し、容器の写真を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備考欄には、上記内容と併せて、容器の数量も記載してください。 例) 耐水性プラスチック袋 二重梱包する。○枚 コンテナ パッキン付き ○個</li> </ul>
5	4. 積替え保管施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>積替え保管施設の許可を得ている場合は当該施設の概要を記載してください。 また、設置許可証、使用前検査完了通知等の写しを添付してください(積み替え保管を含んだ新規申請の方は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください)。</li> </ul>
6	5. 処分施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定申請する全ての産業廃棄物について、処分方法ごと、種類ごとに記入してください。</li> <li>記載する申請品目の内容については申請書(第1面)の事業の範囲と、処分量については、処理施設の能力とそれぞれ整合性を取ってください。</li> <li>取り扱う産業廃棄物に「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残渣」「動物系固体不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」がある場合には、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物となりますので、排出事業者の名称及び所在地は当該業種に該当する事業者を記入してください。</li> </ul>
7	6. 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地について、法人ごと、事業所ごとに記載してください。</li> </ul>
8	7. 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量について、種類ごとに記入してください。</li> <li>記載する申請品目の内容については申請書(第1面)の事業の範囲と、処分量については、処理施設の能力とそれぞれ整合性を取ってください。</li> </ul>
9	8. 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処分後に発生する産業廃棄物について、産業廃棄物の種類ごとに分けて処理方法、搬出先を記入してください。</li> <li>内容については、各書類と整合性の確認をお願いします。</li> </ul>
10	9. 再生品の種類ごとの数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生品がある場合は、種類ごとの数量を記入してください。</li> </ul>
11	10. 熱回収量	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱回収量について記入してください。</li> </ul>
12	11. 管理体制及び事業者以外の委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制について記入してください。</li> <li>受託者と締結する委託の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項を記入してください。</li> <li>委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。</li> </ul>
13	12. 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>積替え保管施設、処分施設、処理後物の保管場所について、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容を具体的に記入してください。</li> <li>施設配置図を添付してください。</li> <li>取り扱う全ての廃棄物について、飛散防止対策を記入してください。</li> <li>泥状・液状の廃棄物(「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」等)を運搬する場合には、流出防止対策を記入してください。</li> <li>悪臭の恐れがある廃棄物(「汚泥」「動植物性残渣」「動物系固体不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」等)を運搬する場合には、悪臭防止対策を記入してください。</li> <li>石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、他の物と混合するおそれのないように区分し、破碎しないよう措置を講じてください。</li> <li>水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することが無い方法により、またその他の物と混合するおそれの無いように他の物と区分するため、蛍光灯専用容器(プラダン箱)や緩衝材入りのドラム缶等を使用して運搬する必要があります。</li> <li>水銀含有ばいじん等については、性状に応じて蓋付きの容器等用いて、漏洩防止の措置を取る必要がある他、揮発の促進を防止するため、高温の環境を避ける必要</li> </ul>

		があります。
14	誓約書	・ 誓約書に押印は不要です。
<b>【申請者に関する書類】</b> (15から18までは事業者ごとに作成すること)		
15	定款（又は寄附行為）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在有効な定款の写しを添付してください。</li> <li>事業目的に産業廃棄物処理業を行う旨の記載があるものに限ります。 例）「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」</li> <li>定款の商号、目的及び事業年度が履歴事項全部証明書や決算報告書と一致しない場合には、それらを変更した時の議事録を併せて添付してください。</li> </ul>
16	申請者の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書を添付してください（現在事項全部証明書は不可です）。</li> <li>発行の日から3ヶ月以内で最新のもの（原本）に限ります。</li> <li>提出される証明書については、事業目的に産業廃棄物処理業を行う旨の記載があるものに限ります。 例）「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」</li> <li>目的の記載がない場合、法務局にて登記手続きの後、再度提出してください。</li> <li>取得方法等については、各地方法務局にお問い合わせください。</li> </ul>
17	子会社の株主名簿（これに準ずるものを含む）	
18	一体的経営の基準を満たす事の証明書 (該当者のみ)	<p>※統括管理を行う立場にある事業者の議決権保有割合が100%でない場合に添付をお願いします。</p> <p>次の全てを証明できる書類である事</p> <p>①他方の事業者の発行済株式、出資口数、または出資額の3分の2以上を保有していること</p> <p>②他方の事業者に対して業務を執行する役員を出向させていること</p> <p>③かつて同一の事業者であり、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと</p>
<b>【収集、運搬又は処分を行う事業者に関する書類】</b> (19から40までは事業者ごとに作成すること)		
19	許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業、処分業、施設の許可を受けている場合</li> </ul>
20	役員・株主・政令使用人名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「100分の5以上の株主又は出資者」という。）については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書のとおり記入してください。</li> <li>割合については、保有する株式の数又は出資の額を発行済株式の総数又は出資の額で割った値を百分率（例：30%）で記入してください。</li> <li>100分の5未満の株主がいる場合には「残り○株は5%未満の株主が保有している。」旨を記入してください（5%未満の株主は氏名・住所等の記入や住民票等は不要）。</li> <li>令第6条の10に規定する使用人は、該当する場合のみ記入してください。</li> </ul> <p><b>【令第6条の10に規定する使用人とは】</b></p> <p>申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>一 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>・また、令第6条の10に規定する使用人がある場合には<b>令第6条の10に規定する使用人であることが分かる書類</b>（使用人の権限を有していることを証する書類、使用人が支店の代表者等であることが分かる組織図等）を併せて提出してください。</p>

21	住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の本籍地・住所が記載されているものの原本に限ります。住民票の取得時には<b>本籍・国籍を省略しない</b>よう注意願います。</li> <li>役員（監査役を含む）、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で定める使用人について添付してください。</li> </ul>
22	株主・出資者である法人の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>100分の5以上の株主又は出資者が法人である場合に添付してください。</li> <li>発行の日から3ヶ月以内で最新のもの（原本）に限ります。</li> <li>現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を添付してください。</li> <li>自社で発行済株式総数の100分の5以上の株式を有している場合は、5番で提出頂くため、改めて登記事項証明書を添付する必要はありません。</li> <li>持株会が株主の場合には、当該持株会の規約の写しを添付してください。</li> </ul>
23	成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行の日から3ヶ月以内で最新のもの（原本）に限ります。</li> <li>※ 市町村で取得できる<b>身分証明書</b>ではありませんのでご注意ください。</li> <li>役員（監査役を含む）、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で定める使用人について添付してください。</li> <li>氏名、生年月日及び住所の記載は必須ですが、本籍の記載は省略いただいて差し支えありません。</li> <li>氏名、生年月日及び住所は住民票上の記載と相違がないことを確認してください。</li> <li>「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」ことの証明を受けてください。</li> <li>その他、取得方法等については各地方法務局にお問い合わせください。</li> </ul>
【財政能力に関する書類】		
24	開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>左上に様式第五号の三と記載があるものです。</li> <li>開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載してください。</li> <li>新たに資金を必要としない場合は、その理由を記載してください。 (例：既存の車両及び施設を使用するため、新たな設備投資は不要である。等)</li> </ul>
25	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告に使用したもので直前3年の各事業年度のものを添付してください。併せて経理的基礎チェック表を作成し、添付してください。</li> <li>損益計算書に販売費及び一般管理費や原価報告書といった明細がある場合には、併せて添付してください。</li> <li><u>設立直後の法人であり、決算を迎えていない</u>場合には、これらの書類の代わりに<u>開始貸借対照表</u>を提出してください。</li> <li>経理的基礎チェック表を作成した結果、以下の条件のいずれかに該当する場合、申請者の経理的基礎を確認するため、損失の理由及び改善計画書及び五力年の収支計画書を作成・提出してください。 また、債務超過の原因や今後の見通し等について申請時に直接お尋ねするがありますので、事前に状況を把握されたうえで申請にお越しください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>直前期で債務超過である（直前期の貸借対照表の純資産の合計がマイナスである）場合</li> </ol> <p>又は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次の①から③のすべてに当てはまる場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>直前期で自己資本比率（直前期の貸借対照表の純資産の合計を負債・純資産の合計で除したもの）が10%以下である。</li> <li>直前期で当期純損失を計上している。</li> <li>過去三力年の損益平均値の和がマイナスである。</li> </ol> </li> </ol> <p>詳細については下記※2を参照願います。</p> <p>※ 直前決算期の債務超過額が多額（1億円以上の場合等）であり、かつ直前3年間の損益平均値が赤字である場合等には、中小企業診断士等の専門家による診断書等を添付していただくこととなります。</p> </li> </ul>

26	法人税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行の日から3ヶ月以内で最新のもの（原本）に限ります。</li> <li>所管の税務署発行の<u>直近3年の各事業年度</u>のものを添付してください。</li> <li>納税証明書の種類は「<b>その1 法人税</b>」です。</li> <li>未納税額がないものに限ります。</li> <li>税務署において手続中のため、未納税額が表示されてしまう場合には、申請時にその旨の申立書（任意様式）を添付し、未納税額の表示のないものを後日提出してください。</li> <li>納税証明書は電子納税証明書でも添付可能です。</li> <li>設立直後の法人であり、納税証明書の提出ができない場合には、税務署に提出している法人の設立届出（税務署の受付印が押してあるものに限る。県税事務所に提出しているものではないのでご注意ください）の写し（電子届出の場合には、電子届出の受付画面をプリントアウトしたもの）を提出してください。</li> </ul>
----	-----------	---

【技術的能力に関する書類】

27	修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証に限ります。 ※ 講習会の日程・申込み方法等については、（一社）茨城県産業資源循環協会（TEL：029-301-7100）にお問い合わせください。</li> <li>申請日時点において有効期間内であるものに限ります。</li> <li>修了証の有効期間については、下記※3をご確認ください。</li> <li>取得者は申請法人の役員（監査役を除く）、又は政令で定める使用人のものに限ります。</li> <li>新規認定申請をするにあたり、既に他の自治体で二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定を受けている場合は、当該自治体の認定証の写しと有効期間内の更新の修了証の写し（<u>有効期間は2年です。5年に延長されるわけではありませんのでご注意ください</u>）を添付することで、新規認定申請することが可能です。</li> <li>やむを得ない理由によって申請日までに修了証を用意できない場合には、申立書と講習会の受講日が分かるweb画面のコピー等を添付してください。</li> </ul>
----	--------	--

【施設に関する書類】

28	自動車検査証記録事項・船舶国籍証書及び船舶検査証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日において有効期間を経過していないものに限ります。</li> <li>現在更新中の場合は申請時にその旨伝え、新たな車検証記録事項が届き次第、追加書類として提出してください。</li> </ul>
29	運搬車両・運搬船舶の使用権限を有することを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>28番では使用権限を有していることが分からぬ場合（使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合。法人の場合であって、役員個人が使用者となっている場合も含みます。）、添付してください。</li> <li>運搬車両は、賃貸借契約書、使用承諾書等を添付してください。</li> <li>運搬船舶は、裸傭船契約又は裸傭船契約に準じた傭船契約書を添付してください。ただし、後者を提出する場合、継続的や契約と解せる定期傭船契約書のみとし、かつ契約書内に於いて下記①～③の要件が満たされているものに限ります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 船主は本船の船長及び乗務員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権を傭船者に譲渡し、船長及び乗務員は、傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の積替え及び海上運搬を行うこと。</li> <li>② 傭船者は、海上運搬に係る一切の責任を負うこと。</li> <li>③ 船主は傭船契約中、本契約以外の業務についての船の使用に応じない事。</li> </ul> </li> <li>いずれも、独占継続して使用できることが明記されているものに限ります。</li> <li>賃貸借契約書につきましては、契約期間内のもの、または更新されて現在も有効であることがわかるものを添付してください。</li> <li>契約者の名称が異なる場合、その理由を説明できる書類を添付願います。</li> </ul>

30	運搬車両・運搬船舶・運搬容器等の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1台につき2枚（車両の前面（真正面）及び側面（真横）から撮影したもの（カラー）添付してください。</li> <li>・ 真正面の写真是、ナンバーが確認できるよう撮影したものを添付してください。ナンバーの確認が困難な場合は、ナンバーが明瞭に見える写真を別途添付してください。</li> <li>・ 既に許可を有している場合には、真横（全姿）の写真是所定の事項（「産業廃棄物収集運搬業」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていることが確認できるよう撮影したものをしてください。所定事項の表示の確認が困難な場合は、表示部分を拡大した写真を別途添付してください。</li> <li>・ 泥状、液状の廃棄物、悪臭の恐れのある廃棄物を収集運搬する場合は、収集運搬に適した車両（タンク車、荷台の開口部にパッキンが付いた水密仕様ダンプ車等）又は容器等（蓋付きドラム缶等、密閉できる構造であること）であることが分かる写真を添付してください。</li> <li>・ トラクタ、セミトレーラ等については、各1台の写真を提出してください（ナンバープレートが確認できる形で撮影すること）。</li> <li>・ 不正改造車両（木の枠を装着している車両など）は使用しないでください。</li> <li>・ 運搬容器は実物を撮影してください。（カタログや、インターネットに掲載されたものから流用した写真は認められません）</li> <li>・ 写真の背景は加工せず、そのまま添付してください。</li> <li>・ 同じ容器が複数ある場合はそのうちの1つを撮影してください。</li> <li>・ 蓋付き容器の写真については、蓋を容器から外すかまたはずらして中が見えるようにし、一枚の写真に写るよう撮影してください。</li> <li>・ 既に許可を有している場合には、船舶への所定の表示事項（産業廃棄物収集運搬船、会社名（事業者名）、固有番号（許可番号の下6桁））が表示された状態で撮影。</li> <li>・ 表示は船橋（せんきょう）に鮮明に表示（船橋のない船舶にあっては両併記）</li> <li>・ 読み取れない場合は、表示部分を拡大した写真も添付。</li> </ul>
31	主たる事務所の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社（事務所）の見取図を記入してください。また、事務所付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。</li> </ul>
32	駐車場の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場付近の見取図、駐車場内の配置図を記入してください。また、駐車場付近で目印になるような施設等（駅、国道等）も記入してください。</li> <li>・ 駐車場の配置図を記入する際には、下記の点を記入してください。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建屋などがあれば記載する。</li> <li>② 駐車場が複数ある場合はそれぞれ配置図を貼付する。</li> <li>③ 駐車スペースを四角等で分かるように記入（車両台数分）。</li> </ul> </li> </ul>
33	駐車場の土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の用地について所有権を有している場合添付してください。</li> <li>・ 法人の場合であって、土地所有者が役員等の個人である場合には、34番の提出が必要となります。</li> <li>・ 発行の日から3ヶ月以内で最新のもの（原本）を添付してください。</li> </ul>
34	駐車場の土地賃貸借契約書又は使用承諾書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の用地について所有権を有しない場合添付してください。</li> <li>・ 申請日時点において有効であることが確認できるものに限ります。 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等</li> <li>・ 契約書または承諾書の締結日が事後承諾となっている場合、書類の訂正または申立書による補正が必要となりますのでご注意ください。</li> </ul>
35	施設の付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の見取図を記載してください。また、施設付近で目印になるような施設（駅、国道等）も記載してください。</li> </ul> <p>※ 変更認定の場合は、施設を増設した場合のみ添付をお願いします。</p>

36	各種図面・施設設置許可 関係書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該認定に係る産業廃棄物の処分業に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書等のほか、産業廃棄物処理設置許可証の写し、指定処理施設設置届出書の写し、使用前検査結果通知書の写し、軽微変更届出の写し等を添付してください。</li> </ul>
37	土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の用地について、各筆のものを添付願います。</li> <li>発行の日から3ヶ月以内で最新のもの(原本)を添付してください。</li> <li>変更認定の場合は、敷地面積が増加した場合のみ添付をお願いします。</li> </ul>
38	土地の賃貸借契約書等 の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>37番において土地の所有権を有していない場合は添付してください。</li> <li>申請日において有効であることが確認できるものに限ります。</li> </ul> <p>例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等</p>
39	処分後の産業廃棄物の 処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処分後に発生する産業廃棄物について、産業廃棄物の種類ごとに分けて処理方法を記入してください。</li> <li>内容については、各書類と整合性の確認をお願いします。</li> </ul>
40	特別管理産業廃棄物の 性状分析を行う設備概 要書等(該当者のみ)	<p>※ 認定の範囲に特別管理産業廃棄物の処理を含む場合に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類</li> <li>受入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理・分析できる付帯設備を備えていることを証する書類(廃石綿等、感染性廃棄物を除く)</li> <li>特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類を添付してください。</li> <li>廃PCB(ポリ塩化ビフェニル)等の処理を行う場合には、その取り扱いについて十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類を添付してください。</li> </ul>

#### 【他の書類】

41	現行認定証の写し又は 現行認定証の原本 (変更認定申請時のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(変更認定申請時のみ) 受付時にお預かりいたします。</li> <li>現行認定証の写しを添付した場合、本県で新認定証を発行後、申請者に対して現行認定証の原本を提出するよう連絡しますので、申請者は本県に対して返信用封筒(要切手貼付)又はレターパックを同封のうえ、現行認定証の原本を郵送してください。<u>本県にて現行認定証の原本を受領後、新認定証を申請者に郵送します。</u></li> <li>現行認定証の原本を添付した場合、その時点で現行認定証を受領させていただき、書面審査完了後、新認定証を申請者に郵送します。</li> <li>電子認定証を所有している事業者の方は、申請書にそれを印刷した物を添付してください。</li> <li>電子認定証を所有している事業者の方は、認定後に電子認定証の原本確認を行います。認定後に本県から連絡しますので、下記ページにアクセスし、電子認定証のデータを提出してください。</li> </ul> <p>電子認定証の提出 URL : <u>【(特別管理) 産業廃棄物処理業の電子許可証届出フォーム】</u></p>
42	認定証等の意向確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定証等の受取希望媒体の意向確認書(収運、処分共通)を記入の上、添付してください。</li> </ul>
43	副本返信用封筒又は レターパック (郵送審査の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>副本を返却するため、宛て先記載の上、切手を貼付した封筒又はレターパックを添付してください。</li> </ul>
43	認定証返信用 レターパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>42番にて紙の認定証を希望した場合には、本県から認定証を送付するための返信用レターパック(赤・青を問いません)を添付してください。</li> </ul>

※1 書類受付の際、申請手数料（新規認定申請は147,000円（電子交付の場合は146,850円）、変更認定申請は134,000円（電子交付の場合は133,850円））が必要となりますので、対面審査の場合には該当する金額分の茨城県収入証紙をご持参願います（郵送申請の場合に限り、電子納付による支払いができますので、電子納付を希望する場合には送り状等にその旨とメールアドレスを記載してください。確認後、本県から納付依頼のメールを送信します。）。

※2 経理的基礎を確認するため書類の提出等を求める条件と書類の内容については以下のとおりです。

条件	書類（例）
○ 直前の決算期で債務超過の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損失の理由及び改善計画書（様式は任意としますが、標準的なものについては別途「損失の理由及び改善計画書・収支計画書」（エクセル形式）を参照ください）</li> <li>※ 過去3年間において損失が発生した理由、損失から利益に転換するための改善計画の詳細等を記入してください。</li> </ul>
又は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 五カ年の収支計画書（様式については同上）</li> <li>※ 直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合は、五カ年の収支計画書を提出してください。</li> </ul>
○ 以下の条件全てに該当する場合 ① 直前の決算期で自己資本比率が10%以下 ② 過去3年間の損益平均値が赤字 ③ 直前の決算期で当期純損失を計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 直前決算期の債務超過額が多額（1億円以上の場合等）の場合である、かつ直前3年間の損益平均値が赤字である場合等には、中小企業診断士等の専門家による診断書等を添付していただくこととなります。</li> </ul>

債務超過：負債の総額が資産の総額を超える状態

貸借対照表の純資産の合計がマイナスの場合

自己資本比率：貸借対照表の「純資産の合計」を「負債及び純資産の合計」で除し得た数値

損益平均値：当期純利益及び当期純損失の平均

注) 債務超過が多額（1億円以上の場合等）であり、かつ、直前3年間の損益平均値が赤字である場合など、五カ年の収支計画書では経理的基礎を有していることの確認が難しい場合には、更なる追加書類を提出していく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。

※3 許可申請の種類と、添付書類として認められる講習会の修了証との関係は、次のとおりです。

当該認定に係る処理を行う事業者が、その業務に対応する修了証の添付をお願いします。

許可申請の種類	該当する講習会の修了証		
	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 【＊ 有効期間 5年】	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程 【＊ 有効期間 5年】	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程 【＊ 有効期間 2年】
新規申請	○	○	×
変更申請	○	○	○

注) 新規認定申請をするにあたり、既に他の自治体で二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定を受けている場合は、当該自治体の認定証の写しと有効期間内の更新の修了証の写し（有効期間は2年です。5年に延長されるわけではありませんのでご注意ください）を添付することで、新規認定申請することが可能です。

※4 補正の指示を受けた書類については整い次第速やかに提出するようお願いいたします。

※5 審査のうえ要件を満たした場合は認定になります。本県の標準的な処理期間は90日間です。なお、この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みませんので、上記期間経過後の認定になる場合もあります。

※6 手数料を電子納付する場合、電子納付が完了した日が受付日となりますのでご留意ください。

※7 上記に記載がないものであっても、担当職員が審査に必要であると判断した場合などには、別途資料等の提出を求めることがあります。

その他申請時、持参された書類の内容等について担当者から質問をすることがありますので、申請には書類の作成者又は当該業務の担当者がお越しいただくようお願いいたします。それ以外の代理の方が申請される場合は、担当者に確認・連絡が取れる環境を整えた状態のうえでお越しお願いします。